

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念に基づき、中長期的に安定した利益を継続することで株主、投資家、従業員等に対する責任を果たし、同時に社会に貢献できる企業であり続けること、また、取締役会の機能強化、内部統制システムの整備・強化に取り組み、経営の透明性と迅速な意思決定を確保することをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】

従前から導入している育児・仕事の両立を支援する制度に加え、2015年からは女性従業員のキャリア形成がしやすくなる人事制度を導入しております。今後、従業員に支援制度を浸透させることにより、女性が働きやすい職場形成に努めるとともに多様な人材を採用してまいります。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-2

当社は中期経営計画を策定しており、中期経営計画の終了年には、その結果を評価しております。ただし、当社の主な事業分野である自動車業界は、グローバルでの競争も激しく、また、自動車の生産・販売状況により大きく左右されることも多いため、当社が策定する中期経営計画の業績数値は、当社が数年後に目指す目標であり、コミットメントとは考えておりません。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10-1

当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会は設置しておりません。当社は指名・報酬など特に重要な事項に関して、取締役会で決議を行うときは、取締役会で内容を説明して直ちに決議を行うのではなく、独立社外取締役が十分検討できる相当の期間を置いて、あらかじめ取締役会で決議を行うこととしております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の監査役は、当社の取締役経験者、内部統制システム構築・内部監査に知見を有する者、会社経営者、法的専門知識を有する者の4名で構成されております。現時点では、現監査役の陣容でも適正な監査が可能と判断しております。なお、今後、新たな監査役を選任する必要があるときは、財務・会計に知見を有する者およびジェンダーや国際性面での多様性確保について検討いたします。

補充原則4-11-3

取締役会全体の実効性の分析・評価については、取締役会で年1回実施しており、独立取締役、社外監査役からも意見をいただいています。この評価結果の開示については、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

上場株式の政策保有について、その保有の意義が認められる場合を除き保有しないこととしております。保有の意義が認められる場合とは、保有先との保有目的、取引関係を考慮するほか、保有先の株価の状況、リターン等の検証結果を踏まえ、保有先及び当社の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合としております。また、毎年1回、取締役会において、保有先ごとに保有目的、取引関係及び株価の状況、リターン等を総合的に評価し、保有先及び当社の企業価値の維持・向上に資するか否か、保有の意義や経済合理性等を検証し、その意義が乏しいと判断される場合には、市場への影響等を考慮のうえ売却を進めることとしております。

2. 議決権の行使に関する基本方針

議決権の行使は短期的、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が役員や関連当事者との取引を行う場合において、取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。全ての取引先とは、関係法令を遵守し、自由で公平かつ公正な取引を行うことを「ニチリン行動規範」に定め、周知徹底を図っております。また、当社と取締役および執行役員との間の競業取引および利益相反取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項としており、個別取引にかかる承認および報告を通じて監視を行っております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営戦略、経営計画

経営理念と中期経営計画を当社HPで開示(<https://www.nichirin.co.jp/corporate/vision.html>)するとともに、当期の経営計画については決算短信等にて業績予想を開示しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当報告書「1 - 1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬の決定方針

業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を確保し、ニチリングループの企業価値の維持、向上を図るインセンティブとなること、ならびに、株主の皆様と価値を共有化できることを取締役報酬決定に関する基本方針としております。執行役員の報酬は、取締役に準じた内容で構成されております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者は、当社業務の専門的知識、広い視野、先見性、戦略的思考、経営的知識、法的知識、熱意や意欲など総合的に勘案して、社長が人選し、取締役会で選定理由等を説明の後、社外役員が候補者の適性を十分検討できる期間をあけて、別途取締役会で決議いたします。

監査役候補者は、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有し、中立的・客観的な視点から監査を行うことができることを勘案して、社長が人選し、監査役会の同意を得て取締役会の決議を行います。また、監査役会も監査役候補者を推薦することができます。

執行役員候補者は、従業員または社外の者から取締役と同様の要件を備え、人格ならびに識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる者を選任し、取締役会の決議により決定いたします。

経営陣幹部の解任については、会社の業績と評価を踏まえ、取締役会において、公正かつ透明性の高い審議をもとに、状況に応じて機動的に決定いたします。

5. 個々の指名・選解任についての説明

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名理由を株主総会招集通知に開示いたします。

[原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1)]

補充原則4 - 1 - 1

当社は、執行役員制度を導入し、経営の重要な意思決定および監督を行う機関と業務執行機関を分離しております。

取締役会は法令・定款および取締役会規則に定められた事項ならびにニチリングループに係る重要事項に関して意思決定を行うとともに執行役員の業務執行を監督しております。

常勤取締役および執行役員で構成される経営会議において、代表取締役社長執行役員が議長となり、取締役会から委譲された事項の決定、各部門の重要課題等について協議・決定を行っております。

代表取締役社長執行役員の指揮のもと、各執行役員は担当部門の業務について、適時・迅速に執行する責任を負っております。

執行役員の業務執行状況については、各執行役員から取締役会へ概ね3か月に1回報告され、取締役および監査役が課題や進捗状況を的確に把握できるようになっております。

[原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は独立取締役の候補者選定にあたっては、次の独立性基準を定め、いずれの項目にも該当しない者を選定いたします。

1. 当社および当社の子会社(以下当社グループという。)の役員、使用人および従業員(以下役員等という。)

2. 過去10年間に於いて当社グループの役員等であった者

3. 当社連結売上高の2%以上の取引がある顧客の役員等

4. 当社グループへの売上比率が20%を超える取引先の役員等

5. 当社グループから1,000万円/年以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計事務所または法律事務所に属する者

6. 当社グループの監査を行っている監査法人に属する者

7. 当社グループから100万円以上の寄付または助成を受けている組合・団体等の職員または個人

8. 当社グループの期末借入総額の10%以上の借入をしている金融機関またはその親会社もしくは子会社の役員等

9. 当社グループから取締役を受け入れている会社およびその親会社または子会社の役員等

10. 過去3年間に於いて上記2.～9.に該当していた者

11. 上記1.～10.に該当する者の配偶者および2親等以内の親族

[原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

補充原則4 - 11 - 1

1. 取締役会の構成に関する考え方

1. 取締役候補者は、当社業務の専門的知識、広い視野、先見性、経営的知識、法的知識、熱意や意欲など総合的に勘案して選定します。

2. 独立取締役は、当社の独立性基準に基づき2名選任することを基本とし、企業経営者としての豊富な経験または高度な専門的知識を有する人材から選定します。

3. 取締役の員数に関しては、定款で13名までとしています。

2. 取締役の選任手続

上記1.2.の条件にあう人材のなかから代表取締役社長が候補者を選定し、独立社外取締役に選定理由等を説明の後、同意を得てから取締役会で決議いたします。

補充原則4 - 11 - 2

社外取締役および社外監査役他社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知書で毎年開示しております。

業務執行取締役および常勤監査役においては、当社グループ以外の上場会社の役員を兼任することは基本的に認めず、取締役および監査役の業務に専念することとしています。社外取締役および社外監査役については、1～2社の兼任であり、その数は合理的な範囲であると判断しております。

[原則4 - 14 取締役・監査役トレーニング]

補充原則4 - 14 - 2

業務執行取締役・執行役員・監査役の全員を対象とした集合研修を年1回実施し、取締役・執行役員・監査役の全員に必要な応じて事業・会計・コーポレートガバナンスに係る外部講習に参加する機会を設けております。

[原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、株主・投資家と対話する内容については、人事総務部、経営企画部、財務経理部が日常から連携してインサイダー情報、内容の適正性等意見交換を行い、検討を行っております。対話の窓口は人事総務部総務グループが担当し、人事総務部の担当役員をIRの責任者としております。

投資家や株主からの個別の問い合わせには、インサイダー情報に注意を払いながら、可能な限り丁寧な説明を行っております。

なお、株主・投資家からの重要な意見については、人事総務部総務グループから人事総務部担当役員または社長へ報告しております。

また、株主総会終了後の当社の概況等に関する説明会や当社ホームページを利用した情報提供など多様でタイムリーな情報開示を行うことを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太陽鋳工株式会社	3,217,801	22.63
双日株式会社	1,144,000	8.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	697,000	4.90
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	581,000	4.09
東京センチュリー株式会社	475,618	3.34
株式会社みずほ銀行	373,230	2.62
日本精化株式会社	286,000	2.01
GOLDMAN,SACHS & CO.REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	231,300	1.63
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	213,100	1.50
みずほ証券株式会社	204,224	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
矢野 進	他の会社の出身者													
鈴木一史	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢野 進		日本精化株式会社の代表取締役執行役員社長	矢野 進氏は、経営者としての豊富な知識・経験をいかした助言および取締役の業務執行を監視・監督を行っていただくため選任しております。また、矢野 進氏と当社間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

鈴木一史	その他の関係会社(太陽鋳工株式会社)の代表取締役社長	鈴木一史氏は、経営者としての豊富な知識・経験をいかした助言および取締役の業務執行を監視・監督を行っていただくため選任しております。同氏の所属する太陽鋳工株式会社は、主要株主ではありますが当社の独立性基準を満たしており、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼすことはないと判断しております。また、鈴木一史氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
------	----------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、社外監査役を含む監査役との連携を持ち、意見交換および助言を得ており、また、社外監査役から内部監査室へ要求があった場合は、内部監査結果、内部統制状況など必要事項を報告しております。内部監査室は、会計監査人とも連携を持っており、内部監査結果報告その他内部統制に関する事項を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村美樹	弁護士													
上田清和	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

木村美樹	当社と顧問契約をしている法律事務所所属	木村美樹氏は、弁護士として高い専門知識と倫理観を有されており、的確かつ公平な助言等を得ることができると判断し、選任しております。また、木村美樹氏と当社間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
上田清和		上田清和氏は、企業経営・企業統治における豊富な経験をいかし監査を行っていただくため選任しております。また、上田清和氏と当社間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度の導入について2019年度定時株主総会において承認されております。譲渡制限付株式報酬制度の取締役に対して支給する金銭報酬の総額は年額5,000万円以内としております。なお、譲渡制限付株式報酬制度により対象取締役に対して発行または処分される普通株式の総数は年50,000株以内としております。役員報酬総額に占める株式報酬の割合は役位等により異なりますが、約3～9%の範囲内であり、

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

当社の取締役を支払った報酬(社外取締役を除く)は、年俸161百万円、株式報酬13百万円、業績連動報酬24百万円、固定報酬33百万円であり、監査役を支払った報酬(社外監査役を除く)は27百万円であり、社外役員を支払った報酬は16百万円であり、

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の水準は、第三者機関による役員報酬に関する調査データや業界水準等を参考とし、また、役位等を勘案して決定します。取締役の報酬は、2019年度定時株主総会において、年俸制に改め、その報酬総額を年額3億円以内として承認されております。なお、社外取締役および業務を執行しない取締役については、従来通り固定報酬(本固定報酬は年俸の総額枠内に含まれます。)としております。年俸は、代表権の有無および委嘱された執行役員の役位(以下、役位という。)ならびに前期の連結業績および今期の連結業績予想等を勘案して、人事総務部担当役員が報酬原案を作成し、取締役会の決議によりその額を毎年決定いたします。なお、連結業績は特に親会社株主に帰属する当期純利益を重視いたします。また、各取締役の年俸は役位ごとに下限と上限を定めており、いずれの役位も下限を100とした場合、上限は約180としており、年度毎にこの範囲内で変動いたします。役位間の差としては、代表取締役社長を100とした場合、その他の役位は約50～90の間で決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任のスタッフはおりませんが、必要に応じて要請があれば総務グループまたは内部監査部門の担当者が補佐することとなっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項

定款に取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができると定めていますが、現在、対象者がいません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しております。

当社の取締役会は、提出日現在7名の取締役(うち2名は社外取締役)で構成されており、原則として月1回取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会におきましては、法令および取締役会規則に定められた経営の重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の担当部門の状況および執行役員の業務執行状況を報告させ、監視する体制をとっております。

当社は執行役員制度を導入し、業務執行に係る責任と役割を明確にして、意思決定、業務執行の迅速化を図り、経営環境の変化やグローバル競争の激化に対応する体制をとっております。

また、常勤取締役、執行役員で構成される経営会議を原則月1回開催し、規定に定める重要な事項についての審議および部門間の情報の共有化を図るとともに業務執行の相互牽制の役割を担っております。監査役会は、提出日現在4名(うち常勤監査役1名、社外監査役2名)で構成されております。監査役は、取締役会およびその他重要会議に出席し、取締役の業務執行について監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、中立かつ客観的な立場から取締役の業務執行を監視・監督するため社外取締役を選任し、監査役と内部監査室との連携等も図り、経営の透明性を確保しております。また、執行役員制度を導入し、業務執行を分離することにより、取締役会の監視・監督機能の強化を図っております。これら経営の効率性、機動性等のバランスを考え、現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日をできるだけ回避した日で設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2020年3月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2020年3月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2020年3月開催の定時株主総会より、狭義の招集通知および株主総会参考書類について、英文での提供を行っております。
その他	招集通知の発送前に当社ホームページにて掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2月に説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報として業績の概要、決算短信、有価証券報告書、年次報告書等を掲載 https://www.nichirin.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 人事総務部総務グループ IR担当役員: 人事総務部担当役員	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重する規定は整備しており、グループ企業行動憲章、環境基本方針、個人情報保護方針など策定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し、環境保護活動を推進しております。毎年環境方針を策定し、廃棄物の削減やCO2排出の低減等継続的な改善活動を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの構築に関する基本方針に基づきその整備を行っております。また、金融商品取引法に基づく内部統制システムの整備・運用についてもその取組みを行っております。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行に関し、取締役会は取締役会規則に基づく適正な運営により、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役相互の意思疎通を図り、法令および定款への適合を確保する。また、取締役会の運営および取締役の職務執行に関する社外取締役および監査役からの意見には適切に対応し、その有効性確保を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、法令で定められた議事録等の文書をはじめ取締役の職務の執行に係る情報について「文書管理規定」に基づき、定められた期間につき適切かつ確実に保管し、その閲覧を可能な状態に維持する。
3. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
当社は、「グループ子会社管理マニュアル」において、グループ子会社の当社への報告を要する事項を定めており、各子会社に対して、業績報告、株主総会や取締役会での業務の適正を確保するために必要である重要な意思決定の状況、重大な事件や事故・または訴訟の発生、その他必要な事項の報告を義務づけている。
更に、「グループ子会社管理マニュアル」では、グループ子会社が当社に対して事前承認を要する事項を定めており、当該事項については、当社の決裁を義務づけている。
4. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは、グローバルな視点に立った経営を推進するとともに、公正・透明な経営を行うことにより、株主・取引先から高く評価され、社会からも信頼される企業グループを目指すことを基本方針とする。
この方針に従って、当社および各子会社は、リスク管理体制・法令遵守体制を整備する。
また、当社は、「グループ子会社管理マニュアル」および「グループ子会社管理基準」を制定し、グループ子会社が実施すべき基本事項を定め、その遵守状況を監視することで、企業集団における業務の適正性の維持・強化を図る。
更に、当社グループとして「財務報告に係る内部統制」体制を整備し、その適切な運用・管理を図る。
 - (1) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、経営目標を大きく妨げると予測されるグループ全体のリスクの管理については「経営会議」において行う。
当社および各子会社は、品質・環境・安全等のリスク管理については、各委員会により専門的な立場からモニタリングを含め遂行する。
また、当社各部門および各子会社は、所轄業務に関する規定類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組む。
更に、当社は、当社グループに緊急事態が発生した場合の対処方法、緊急事態後の修復方法を「危機管理マニュアル」に定め、当社グループが被る損害の最小化に努める。
 - (2) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会において、法令で定められた事項およびグループ経営の基本方針などグループ全体の経営に関する重要事項の決定を行う。
グループ全体の経営に関する重要事項には、グループでの「中期経営計画」の策定などがあり、グループ全体での目標が設定され、グループの全役員がこれを共有する。
更に、当社は、執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行権限を与えることにより、取締役が経営の重要な意思決定および業務執行状況の監視、監督に注力することで、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
取締役および執行役員をもって構成される「経営会議」において、取締役会から委譲された事項、社内規定の制定・改定に関する事項を決議するとともに、経営方針の具体化や事業環境の分析、ならびに各部門の重要情報の共有化を図り、的確かつ迅速な意思決定に資する。
なお、経営会議メンバーとグループ子会社社長等で構成されるトップ マネジメント カンファレンス(TMC)を設け、当社グループ全体での経営戦略および経営課題の共有を図る。
当社各部門は、経営会議で定められた「組織・分掌・権限マニュアル」に則り、また、当社の各子会社は、「グループ子会社管理マニュアル」とその下位規定である「グループ子会社管理基準」を遵守し、組織・権限・業務分掌に関する規定やその他必要な規定を整備・運用することにより、実施すべき具体的な施策を決定、実行することで、業務の効率化を図る。
 - (3) 当社の使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループが法令遵守・企業倫理の基本姿勢を明確にし、企業としての社会的責任に応えるため「ニチリングループ企業行動憲章」を定める。
当社グループの役員は、「ニチリングループ企業行動憲章」に従い、法令および定款を遵守するとともに、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力との関係を遮断し不当な要求等には毅然とした態度でこれを排除する。
当社および各子会社は、全役員が法令および定款を遵守した行動を実践するため、「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを周知し徹底することで、コンプライアンス体制の整備・向上を図る。
当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの社内体制構築およびグループへのコンプライアンス支援を行う。
「コンプライアンス委員会」は、法令および定款の遵守について、当社の使用人ならびに当社の子会社の取締役等および使用人への継続的な実効性のある啓蒙・教育活動を行うとともに、法令等の違反または違反の恐れのある行為についての通報窓口(ニチリンヘルプライン〔子会社からのホットライン・外部通報窓口を含む])を設け、これを周知し徹底することで、コンプライアンス意識の徹底を図る。
また、内部監査室は、当社各部門および子会社への業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視する。
また、各子会社に対しては、当社の役員を派遣、または、地域統括役員として任命し、当社からの派遣取締役相互による子会社経営管理の充実を図る。
なお、子会社の取締役会については、合併会社を除き、少なくとも3カ月に1回の開催を求める。
5. 監査役の職務を補助すべき使用人と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役がこれを置くことを求めた場合には、当該使用人の配置と人事上の独立性、および監査役からの指示の実効性確保に関して十分な配慮を行う。

なお、内部監査室は、監査役との連携を密にする。

6. 当社の取締役および使用人、ならびに子会社の取締役等および使用人、または、これらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する事項
当社グループの役職員は、法令で定められた事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について当社監査役に報告する。
また、コンプライアンスに関する通報窓口として当社監査役への通報も可能とする。
なお、当社監査役が重要な意思決定の過程、業務の執行状況を把握するために、当社および各子会社は、重要な会議への出席および業務執行に関する重要な文書の閲覧を確保する。
7. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
当社および各子会社は、「コンプライアンスマニュアル」において、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けない旨を明記する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払、または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または、債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門による審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを処理する。
監査役会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループの役職員は、当社監査役会の監査計画を十分に認識し、監査役による各部門および各子会社への調査、その他ヒアリングなどの監査活動に協力する。
また、当社は、代表取締役と監査役との定期的な意見交換を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力との関係を遮断し不当な要求等には毅然とした態度でこれを排除する旨取締役会で決議しております。また、反社会的勢力との関係を遮断する旨は「ニチリングループ企業行動憲章」ならびに「ニチリングループCSR方針」に記載しており、全従業員に定期的に教育を行っております。

